

平成 25 年第 3 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成25年9月11日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 佐藤 敬貴
書記 佐藤ちはる

議 長	議 事 ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 25 年第 3 回更別村議会定例会を開会いたします。 (10 時 00 分) 村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長	本日ここに、平成 25 年第 3 回更別村村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。 今年は地球温暖化の影響からか、異常かつ不安定な天候が続き、農作物、農作業に影響が出ておりますけれども、ここ数日、秋晴れの日となり、何とか無事の収穫を願っているところであります。 朗報として 2020 年、東京オリンピックが 8 日早朝に決定し、日本再生に拍車がかかることを期待されております。 また、村内的には懸案の道立更別農業高等学校の存続と早期改築問題に関し、道教委は本年度、校舎等の大規模改造計画実施設計をいたしまして、平成 26 年、27 年度の 2 か年で大規模改造を行う予定であると、8 月 22 日の村の期成会が要請した際に説明がありました。このことは一歩前進と受け止めており、長きにわたる要請活動との成果と思ってございまして、関係者のご努力と村民のご協力に感謝申し上げる次第であります。更に関係者のご協力等をお願いするものであります。 ご承知のように、T P P 協議に関しましては、確たる情報も得られないまま脅威が加速しておりまして、不安と危機感が増しております。より連携を密にし、必要な対応をしなければと思っているところであります。 本年度の村づくりに関しまして、早くも半年を経過するところとなりまして、諸課題山積にありますけれども、村民の暮らしを守り、安心安全の村づくりに鋭意努めてまいるものであります。 更なるご指導とご協力をお願い申し上げます。

		今定例会におきましては、平成 24 年度各会計決算認定の件、人事案件 1 件、条例等の改正案件 7 件、工事契約及び動産買入の件、一般会計他各会計補正予算など合計 21 件についてご審議をお願いすることとしてございます。 よろしく願いを申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶いたします。
議	長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。(10 時 03 分)
議	長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、4 番松橋さん、5 番久門さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長		松橋議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 先に、第 3 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 9 月 4 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。 その結果、会期につきましては、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 9 月 20 日までの 10 日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第 3、会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日より 20 日までの 10 日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は 10 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求

めます。

高木産業文教常任委員長

産業文教常任委員会所管事務調査報告を申し上げたいと思います。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告致します。

1、調査日時、平成25年8月9日、午前9時半。

2、調査場所、更別村一円。

3、調査事項、農作物の作況について。

4、経過、委員4名及び議長の出席により、調査事項について所管課長の出席を求め、農業改良普及センターの協力を得て調査を行った。

5、調査の結果、調査にあたり、産業課長より、8月1日現在の生育状況の概要説明を受け、農業改良普及センターより、気象データを基に蒔きつけからの推移の説明を受けた。その後、5品目の作物について現地調査を行った。

今年は、4月中旬の蒔きつけ時期に低温が続き心配されたが、5月中旬からの気温の上昇に伴い、生育は進んでいる。一部、7月の干ばつの影響により、肥大に影響が見られるが、作物全般において順調に推移している。

(1)秋まき小麦、収穫期の低温、長雨の登熟に対する影響が懸念されるが、8月9日現在で「きたほなみ」の収穫作業は終了した。1反あたりの収穫量については、良いところで昨年の平均収穫量程度と予想される。

(2)馬鈴薯、いも数は平年並みで、小玉傾向にあるものの肥大は進んでいる。干ばつによる瘡痂病が見られ、影響が懸念される。

(3)豆類、小豆、金時、手亡の開花はいずれも平年より3日から6日ほど早く、順調に生育している。葉数は平年並みだが、草丈、着莢数は平年を大きく上回っている。今年はアブラムシの発生も多く、黄化病も多く見られる。

(4)てん菜、春先に好天に恵まれ、生育は順調に進んでいる。7月下旬の降雨により、根部の肥大が進んだ。

(5)牧草、一番草の収穫量は平年を下回ったが、生育は平年並みに推移している。

(6)サイレージ用とうもろこし、生育は4日ほど早く、順調に推移している。

今後、営農指導機関からの情報、技術指導において、早期の対策、情報提供が望まれる。疫病等の情報については、特に早期に対応できる体制づくりが望まれる。

所管事務調査における生育の作況調査も重要であるが、今後は、土地基盤整備や疫病等、多方面からの調査も必要との意見も多く、時期や内容について委員会での検討が必要と考える。

議 長
議 長

以上、報告とする。
これで常任委員会の報告を終わります。
日程第5、一般行政報告を行います。
一般行政報告は文書で配布されております。
なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

岡出村長

村 長

それでは、一般行政報告について口頭説明とさせていただきます。

1番目の平成24年度更別村のバランスシートでございますけれども、別紙1のとおり作成したものであります。

例年どおり作成したものでありまして、この内容につきましては、この後、吉本総務課長に補足説明をさせたいと思います。

2の平成25年度建設工事進捗状況でございますけれども、これにつきましては別紙2のとおりまとめました。工事状況等につきましては、順調に推移をいたしていると思っております。内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

3番目の農作物生育状況でございますが、9月1日現在の生育状況を別紙3のとおり報告するものであります。作物によりましては、日照不足等の影響が出ているということでございます。内容につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

議 長
総務課長

吉本総務課長

補足説明をさせていただきます。

バランスシートについて、1ページでございます。

1、作成基準等につきましては、記載のとおりでございます。

2の構成内容につきましても、記載のとおりでございます。

2ページをお開き下さい。

バランスシートに係る留意事項としましては、総務省作成基準に則り、会計処理上という取得原価主義を取っております。2つ目ですけれども、減価償却については自治省が示した取得目的別の基準年数の場合があるということでございます。普通建設事業費に係る補助金・負担金については、村の資産形成とはならないため計上しておりません。

3ページをお開き下さい。

左側が借方でございます。

資産の部、合計で、有形固定資産合計で11,712,664千円。

2の投資等でございます。投資等の合計で3,150,701千円。

3の流動資産でございますけれども、資産合計で2,317,017千円。

資産合計で17,180,382千円となっております。

右側の貸方でございます。

負債の部ですが、固定負債合計で4,535,809千円。

2の流動負債でございますが、負債合計で5,157,809千円。

正味資産の部ですが、正味資産合計 12,022,573 千円で、負債正味資産合計で左側の資産合計と同額でございます。

次のページ、4 ページをお開き下さい。

バランスシート財務分析指標値でございます。

社会資本形成の世代間負担比率を掲示しております。22 年から 24 年の推移を載せてございます。中間から下ですが、有形固定資産の更新資金の手当等、これにつきましても 3 年間を載せてございます。償却累計率につきましても、3 年間の分を掲載しております。

5 ページになります。

これら資産を住民一人あたりにしたものでございます。

左側ですけれども、住民一人あたり残高でございます。資産合計で 5,054,540 円。それから右になりますけれども、負債・正味資産合計も同額でございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長 日程第 6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長 日程第 7、議案第 39 号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第 39 号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。

更別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求めようとする方は、更別村字更南南 1 線 25 番地 6、佐藤正範氏、50 歳でございます。

佐藤氏には再任をお願いするものであります。

議 長

ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第39号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第39号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議 長

日程第8、議案第40号、更別村職員の給与の支給の特例に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長

議案第40号、更別村職員の給与の支給の特例に関する条例制定の件で
ございます。

更別村職員の給与の支給の特例に関する条例を別紙のとおり制定する
ものでございます。

理由といたしまして、更別村職員の給与につきまして、国家公務員の
人件費削減及び村財政状況に鑑み、一般職の給与の特例支給を行うため
に、この条例を制定しようとするものでございます。

2の要旨でございますが、(1)行政職給料表の適用を受ける職員を対
象とし、適用期間は平成25年10月から来年6月までの9か月間とするも
のでございます。

(2)給料月額から、この給料月額(6級に在職する職員のうち、55歳
を超える職員、現給保障を受ける職員の給料月額につきましては、附則
の算定により得られた給料月額及び休職中の職員に支給する給料月額)
に100分の3を乗じて得た額を減ずるということでございます。

(3)介護休暇職員及び部分休業職員の減ずることとなる勤務1時間
あたりの給与額の算出につきましては、第4条の規定を適用する。

(4)時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間、夜勤手当、管理職手当、
期末手当、勤勉手当及び退職手当には適用させないということとしてご
ざいます。

少し説明を加えさせていただきたいと存じますが、本件につきまして
は、始終検討、協議を行ってまいりました。今回、国が求める削減を下

議 長
総務課長

回る本給に限って3%削減といたしましたのは、村では過去2度にわたり給与の独自削減を行ってきましたことや、また、職員定数におきまして国の削減目標以上の実績をあげてございまして、これら行革の実績から本年度交付税の削減が緩和されたこと、更に、地域経済や他団体への影響を勘案いたしまして、今般、職員組合の理解を得て実施するものであります。削減額につきましては、9か月間で6,900千円となるものであります。

なお、条例の内容につきまして、吉本総務課長に補足説明をいただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明といたします。

吉本総務課長

補足説明をさせていただきます。

1ページをお開き下さい。

更別村職員の給与の支給の特例に関する条例本文でございます。

第1条では、趣旨を規定しております。

第2条では、対象職員ということで、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員を対象としております。

第3条では、適用期間でございますけども、平成25年10月から来年6月までの9か月間とするものでございます。

第4条は、職員の給料月額の特例ということで、第2項では特例対象職員の給料月額、給与条例第3条から第3条の4までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる給料月額、括弧書きですが、当該職員が給与条例附則第7項に規定する特定職員、これは要旨でも説明してございますけども、6級に該当する職員で課長職になりますけども、55歳を超える職員につきましては、1.5%の減額をしてございます。これは国家公務員に準じて当分の間、実施しているものでございます。給料月額に100分の3を減じた額とするというものでございます。第3項では、特例期間における特例対象職員のうち、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、平成19年に現在第6級制の給料を、旧8級制から6級制の給料表に切り替えてございます。平成19年7月以降、今の給料表を使っておりますけれども、平均4.6%の削減による給料表となりまして、激変緩和措置として当分の間、減額を激変緩和する措置がとられてございます。対象者がございますので、この改正条例の附則第6項の規定の適用を受けるものの給料月額は、これらの規定に関わらず、これらの規定より得られた額から3%を減じた額とするというものでございます。

第5条は、退職者の給与の特例でございます。給与条例第17条の規定により、退職の期間中に給与を支給するものの給料月額は、第4条の規定により減額した後の額を基礎として算出するものとする。

第6条では、給料の減額でございます。給与条例第9条では給与の減

額規定がございます。更別村職員の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例、第19条第3項は、介護休暇の職員を規定しているものでございます。及び更別村職員の育児休業等に関する条例、第19条は、部分休業と言いまして、1歳未満の乳児を抱える職員については、1日1時間半以内で、昔は授乳休暇と言っていたのですけれども、その部分休業を取る規定がございまして、それにつきましては、給料を減額するという事になってございます。それらの減額する給料につきましても3%減じた基本給が基礎となるというものでございます。

第5条、第6条につきましては、現在、対象職員はいませんが、この9か月の適用期間の間に発生しても、適用出来るように定めたものでございます。

第7条、手当等の適用除外でございしますが、勤務1時間あたりの給与額、時間外勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当等につきまして、適用しないというものでございます。第2項では、この期間に退職する者についての退職手当の最初の基礎となる給料月額については適用しないというものでございます。

附則として、この条例は、平成25年10月1日から施行するというものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

3番 赤津さん

3番赤津議員

ただいま議題となっております、議案第40号、更別村職員の給与の支給の特例に関する条例制定の件であります。なお慎重な審査が必要と認められます。総務厚生常任委員会に付託をして、会期中に審議されますよう動議を提出したいと思います。

各位のご賛同をお願い申し上げたいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今、3番赤津さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって所管する常任委員会付託の動議は可決されました。

おはかりいたします。

議案第40号、更別村職員の給与の支給の特例に関する条例制定の件を、総務厚生常任委員会に付託の上会期中の審査とすることにいたしましたと思います。

		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第40号、更別村職員の給与の支給の特例に関する条例制定の件を、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	日程第9、議案第41号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第41号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。
		更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。
		1の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律等の施行等に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。
		改正内容につきましては、2の要旨を含めまして、荻原住民生活課長に補足説明をいたささせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。
		以上、提案説明といたします。
議	長	荻原住民生活課長
住民生活課長		補足説明をさせていただきます。
		まず要旨(1)、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする法令改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定を改めるということでございます。これは対比表の1ページをご覧ください。第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収の一部改正になります。これまでは個人住民税を公的年金から特別徴収しているものが、村外に転出した場合は普通徴収に切り替えることとされておりましたが、転出後も引き続き特別徴収ができたこととした改正を行うものでございます。
		要旨(2)でございます。年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法を改めるということでございます。これは対比表2ページでございます。第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等の一部改正になります。公的年金から徴収する個人住民税の税額の標準化を図るため、特別徴収税額の算定方法を改正するものでございます。
		要旨(3)、改正後の附則19条の2(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)の新設にあわせて引用条項を追加するものでございます。こちらも対比表2ページでございます。附則第7条の4、寄付金税額控除における特例控除額の特例の一部改正になります。対比表6ページにございます、改正後の第19条の2、上場株式等

に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例が新設されたことに伴いまして、こちらで引用条項を追加したものでございます。

要旨（４）、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象にされたことに伴う所要の規定を改めるものでございます。こちらにつきましては、対比表３ページでございます。

附則第１６条の３、上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例の一部改正になっております。公社債等の利子等及び譲渡益につきましては、これまで非課税とされていましたが、株式の配当及び譲渡益と同様に特定口座に受け入れが可能といたしまして、課税を行うこととしたものでございます。

要旨（５）、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴い所要の規定を改め、必要条文を新設するものでございます。こちらにつきましては、対比表５ページ、附則の第１９条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の特例の一部改正及び、６ページ、改正後の附則第１９条の２、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例の新設になります。法令の改正に伴いまして、これまでの株式等を一般株式等に改めます。またこれとは別に上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設することに伴いまして、規定を新たに新設するものでございます。

要旨（６）、法令の改正により現行の規定を削除し、それ以下の条文を繰り上げるものでございます。法令の改正に伴いまして、対比表６ページでございます。現行の附則第１９条の２、特定管理、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、続きまして対比表７ページ、附則第１９条の３、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算の特例、続きまして対比表８ページ、附則第１９条の４、特定口座を有する場合の村民税の所得計算の特例、続きまして対比表９ページ、附則第１９条の５、源泉徴収選択口座内配当等に係る村民税の所得計算の特例、同じく附則第１９条の６、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、続きまして対比表１２ページ、附則第２０条、特定中小会社が発行した株式にかかる譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例、続きまして対比表１５ページ、附則第２０条の３、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、続きまして対比表２０ページ、附則第２０条の５、保険金に係る個人村民税の課税の特例の８条文を削りまして、対比表１４ページにございます附則第２０条の２、先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例を附則第２０条に規定を繰り上げまして、合わせて条文中に規定されておりますものも繰り上げるものでございます。

要旨（７）、条文中の規定に「利子所得の金額」を含め、条項番号を繰り上げるものでございます。こちらにつきましては、対比表の１７ペ

		ージでございます。附則第 20 条の 4、条例、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例が、附則第 20 条の 2 に繰り上がったため、条文中の規定を繰り上げるとともに、附則第 16 条の 3 の改正に伴いまして、対比表 19 ページでございます。第 5 項第 3 条の条文に利子所得等の金額を追記するものでございます。 続きまして対比表 21 ページをご覧ください。附則になります。第 1 条といたしまして、この条例は次の括弧を除きまして、平成 28 年 1 月 1 日から施行いたします。また各項の適用期間は、ご覧のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。 第 2 条につきましては、経過措置について規定しております。 以上、長くなりましたが、本件に係る補足説明とさせていただきます。説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 41 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 10、議案第 42 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 42 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。 理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。本件につきましても、2 の要旨を含めまして、改正内容について、荻原住民生活課長に補足説明をいたさせますのでよろしくお願い申し上げます。 以上、提案説明といたします。

荻原住民生活課長

補足説明をさせていただきます。

まず要旨の(1)でございます。「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象にされたことに伴う所要の規定を改めるものでございます。これは対比表 1 ページをご覧ください。附則 3、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の一部改正になります。今回の税改正において、特定公社債等の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたことに伴いまして、条文中の配当所得との記載が配当所得等に改められたものでございます。

要旨の(2)でございます。「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴い、所要の規定を改め、必要条文を新設するものでございます。こちらにつきましては、対比表 1 ページでございます。附則の 6、株式等の譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の一部改正、及び 2 ページでございます。改正後の附則 7、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の新設になります。株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が上場株式等に係る譲渡所得と一般株式等に係る譲渡所得等の 2 つに改組されたことに伴いまして、これまで株式等とされてきた条文を一般株式等に改めまして、新たに上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の規定を新設するものでございます。

要旨の(3)、法令の改正により現行の規定を削除し、それ以下の条文を繰り上げるものでございます。法令の改正に伴いまして、対比表の 2 ページでございます。現行の附則 7、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例、対比表附則 8 及び対比表 3 ページの附則の 9、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例、附則 10、先物取引等の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例。対比表 4 ページでございます。附則の 15、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を削除いたしまして、対比表 3 ページでございます。附則 10、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、及び附則 12、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例から、附則 14、条例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例までを一括して附則番号を繰り上げるものでございます。なお、改正後の附則 11 につきましては、公社債等の利子及び譲渡益が課税対象となったため、条文の一部の改正が行われております。対比表 5 ページをご覧ください。次の附則ということになります。第 1 条といたしまして、この条例は平成 29 年 1 月 1 日から施行します。第 2 条については、適用区分について規定しております。

		す。
議	長	以上、長くなりましたが本件に係る補足説明とさせていただきます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 42 号、更別村国民健康保険税条例の一部改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。 午前 11 時 00 分まで休憩いたします。(10 時 50 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 05 分)
議	長	日程第 11、議案第 43 号、更別村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 43 号、更別村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。 1 番目の理由でございますが、地方青少年問題協議会法の一部改正等に伴いまして、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。 2 の要旨を含めまして、改正内容について荻原住民生活課長に補足説明をいたさせます。 よろしく願い申し上げ提案説明とさせていただきます。 荻原住民生活課長
議	長	補足説明をさせていただきます。 要旨(1)でございます。更別村青少年問題協議会、以下、協議会と申しますが、行う調査審議は重要事項に限定すると共に、連絡調整や意見を述べる事が出来る組織から関係団体の記述を削除するという事でございます。こちらにつきましては、対比表 1 ページ、第 2 条の所掌

事務の説明となります。地方青少年問題協議会法に準じまして、文言の整理及び条文中の記述の削除を行うものでございます。

続きまして要旨の（２）、協議会の組織から「関係団体の長」を外し、会長の選任方法を委員による互選とするものでございます。こちらにつきましては、第３条及び第４条、組織の説明になります。こちらにつきましても同法に準じまして、組織の構成員から関係諸団体の長を削除するとともに、同法の一部改正に伴いまして、これまで会長を村長にする規定していたものを地域の自主性及び自立性を高める観点から、これを改めまして、委員相互の互選によると定めるとしたものでございます。

要旨の（３）、協議会の相互の連絡について新たに改め、専門委員設置に係る規定を廃止するについては、対比表２ページでございます。現行の第５条専門委員及び改正後の第５条、相互の連絡の説明になります。こちらにつきましても同法に準じ、専門委員に係わる規定を削除いたしまして、削除後は新たに第４条として相互の連絡について規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものといたします。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長 （ありませんの声あり）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長 （原案賛成の声あり）
これで討論を終わります。
これから議案第 43 号、更別村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

議 長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 12、議案第 44 号、更別村安全で安心な地域づくり条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村 長 岡出村長
議案第 44 号、更別村安全で安心な地域づくり条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村安全で安心な地域づくり条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1 番目の理由でございますけれども、更別村地域安全・コミュニティ村民会議が平成 25 年 3 月 31 日をもちまして解散いたしました。これを引き継ぐ組織といたしまして、更別村生活安全推進協議会が平成 25 年 4 月 1 日に発足したことに伴いまして、この条例を制定しようとするものでございます。

2 の要旨でございますが、次のページが本文でございますが、対比表を見ていただきたいと存じます。現行で見出しの事業の推進、第 5 条中、現行では更別村地域安全・コミュニティ村民会議となつてございますけれども、改組によりまして改正後、更別村生活安全推進協議会とするものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行し平成 25 年 4 月 1 日から適用するとしてございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしく願いを申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。

これから議案第 44 号、更別村安全で安心な地域づくり条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

議 長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 13、議案第 45 号、更別村運動広場設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第 45 号、更別村運動広場設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村運動広場設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1 の理由でございますが、更別運動広場管理棟の設置に伴いまして、

		この条例の一部を改正するものであります。
		2の要旨でございますが、更別運動広場の主な施設の名称に「管理棟」を追加するということでございます。
		1枚めくっていただきまして、改正条例の本文でございますが、現行、改正後と対比表を示してございますが、改正後におきまして、今年整備をいたしました管理棟を加えるものであります。
		この条例は平成25年10月1日から施行することとしてございます。
		以上、提案説明といたします。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第45号、更別村運動広場設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第14、議案第46号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第46号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件でございます。
		地方自治法第291条の3第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることにつきまして、関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
		1の理由でございますが、住民基本台帳法の一部改正等に伴いまして、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係地方公共団体との協議のため、本案を提出するものであります。
		2の要旨でございますが、市町村が北海道後期高齢者医療広域連合へ支出する負担金の算定に用いる人口につきまして、法律との整合性を図るため、「住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口」を「住民基

本台帳に基づく人口」に改めるというものでございます。

次のページをめくっていただきまして、一部を変更する規約の本文で
ございますけれども、内容、別表第2、備考2中「及び外国人登録原票」
を削るということでございます。

この文言を改めるということでございます。

附則でございますけれども、1といたしまして、この規約は地方自治法
第291条の第3項の規定による北海道知事への提出をした日から施行す
るということになっております。

2の改正後の別表第2、備考2の規定につきましては、平成26年度
以降の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負
担金につきましては、なお従前の例によるとなっております。

以上、提案説明といたします。

よろしくお願いを申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第46号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に
関する協議の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15、議案第47号、更別村福祉の里総合センター太陽光発電設
備設置工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第47号、更別村福祉の里総合センター太陽光発電設備設置工事
請負契約締結の件でございます。

更別村福祉の里総合センター太陽光発電設備設置工事請負契約を次
のとおり締結しようとするものでございます。

1の工事名でございますが、更別村福祉の里総合センター太陽光発電
設備設置工事でございます。

2の工事場所につきましては、更別村字更別190番地1。

3の契約の方法でありますけれども、指名競争入札による落札。

		4の契約金額でございますが、60,690千円でございます。
		5の契約の相手方につきましては、更別村字更別南1線91番地、株式会社ヤマジョウ、代表取締役太田智範でございます。
		理由でありますけれども、工事請負契約の締結について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。
		本件につきまして、資料を提出してございます。
		資料に基づきまして、補足説明をさせていただきます。
		議案47号の資料でございますが、1といたしまして、入札の日時、これは平成25年8月29日に行っております。
		2の指名業者でございますが、記載の7業者を指名して入札をしたところでございます。
		3の工事内容でございますけれども、太陽光発電設備60kw屋上設置とするものであります。
		老人保健福祉センター20kW、保健センター・診療所で40kWとしてございます。
		それ以下につきましては、お目通しをお願いするものであります。
		4の工期でございますが、契約締結の日から平成26年2月10日までとするものであります。
		以上、提案説明といたします。
議	長	ご審議方よろしくお願い申し上げます。
		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第47号、更別村福祉の里総合センター太陽光発電設備設置工事請負契約締結の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第16、議案第48号、動産の買入の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第48号、動産の買入の件でございます。

次のとおり動産を買入しようとするものであります。

1の買入の目的であります、村内小学生中学生通学利用のためとなっております。

2の動産の品名でございますが、スクールバス、62名乗りということであります。三菱製でございます。

3の動産の数量につきましては、1台。

4の契約金額につきましては、24,045千円となっております。

5の買入の方法及び時期でございますが、指名競争入札による落札。平成26年1月20日までに取得をするということでございます。

契約の相手方でございますけれども、帯広市西19条北1丁目1番10号、三菱ふそうトラック・バス株式会社、北海道ふそう帯広支店、支店長、比留間 功でございます。

理由でございますけれども、財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件に関しましても資料を提出しております。

資料に基づきまして補足をさせていただきたいと思っております。

議案第48号の資料でございますが、1の入札日時でございますが、平成25年8月29日に実施してございます。

2の業者名でございますが、記載の業者名3社となっております。

3の使用内容でございますが、これにつきましてはご参照いただくものでございます。

4の納入期限につきましては、平成26年1月20日までに納入をしてもらうということになっております。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第48号、動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長	この際、関連がありますので、日程第 17、認定第 1 号、平成 24 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第 22、認定第 6 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村 長	認定第 1 号、平成 24 年度一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで、一括、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて提出するものであります。 また、資料といたしまして、各会計決算資料と、地方自治法の各条項の規定に基づきまして、各部門別主要な施策の成果及び予算執行実績の概要、基金管理運用状況等、更には南十勝消防事務組合会計決算の資料を提出いたしているところであります。 平成 24 年度につきましては、第 5 期更別村総合計画に基づきまして、その目標を達成すべく村づくりに努めてまいりました。 国の厳しい財政状況や東日本大震災の復興対策から、地方財政も厳しいものになると予想いたしまして、村づくりにあたってまいったところでございますけれども、地方の再生、経済対策の推進から、交付税をはじめた財源がほぼ確保されました。このことによりまして、順調に村づくりを進めることが出来たわけであります。 また、農業も史上最高の生産額を上げるのをはじめ、村民の活動、活躍も顕著でありましたし、更に高規格道路の更別インター開通、民間の福祉介護施設の充実等から、総じて良い年であったと思っているところであります。 特に、議会をはじめ、村民皆様方の多大なご支援とご協力をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。 各会計の決算状況は、提出議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところでございますけれども、説明につきましては、資料として提出いたしております、各会計決算資料に基づきまして説明をさせていただきたいと存じます。 各会計決算資料の 1 ページをお開き願いたいと存じます。 1 ページは各会計決算状況の一覧でございますけれども、各会計の決算額等につきましては、この後、会計毎に説明申し上げますので、ここでの説明は省略をさせていただきたいと存じますが、各会計、歳入確保の上に、総体的に健全財政が保たれたと思っているところであります。 次に 2 ページをお願い申し上げます。 一般会計財政収支の状況であります。今年度の欄を申し上げますけれども、歳入につきましては 4,574,475 千円、歳出につきましては 4,402,750 千円、歳入歳出差引額 171,725 千円、翌年度に繰り越すべき

財源といたしまして 59,364 千円、実質収支につきましては 112,361 千円、前年度実質収支でございますが 138,124 千円でございますので、単年度収支といたしましては 25,763 千円の赤字ということになります。財政調整基金積立金の額につきましては 225,371 千円、実質単年度収支、199,608 千円となったものであります。

次に 3 ページをお願い申し上げます。

3 ページは一般会計歳入歳出決算構成表の歳入でございます。

主なもののみ説明申し上げたいと存じますが、1 の村税、2 の地方譲与税におきましては、前年度対比で若干減となっておりますが、9 の交付税が前年度比 212,350 千円の増となりまして、これにより財政の健全化が図られたところであります。

4 ページの歳出でございますけれども、主なものといたしましては 2 の総務費におきまして、市街地活性化関連の事業、更に 3 の民生費におきましては、グループホーム元気の里の整備を行い、6 の農林水産業費では前年度と比較し、営農用水施設関連で配水管の移設、あるいは監視装置の整備、ふるさと館改修工事、これらが事業減となったものでありまして、100,000 千円の減となったところでありますけれども、農業暗渠整備対策事業、道営による農道整備網、更南地区、勢雄地区の基盤整備を図ってまいったものであります。7 の商工費につきましては、前年度比、カントリーパーク、道の駅施設の整備を終えたことによりまして減となっておりますけれども、販売促進関連等、講じまして商工の振興を図ったものであります。8 の土木費では、道路、橋梁の整備をはじめ、街路灯の LED 化、公営住宅の改築、改修を図るとともに、高規格道路の関連から警戒標識等の整備を行っているところであります。10 の教育費では、幼小中及び社会教育施設の整備等をはじめ、教育環境の改善に努めてまいったところであります。5 ページから 26 ページにまでにつきましては、ご参照賜りたいと存じます。

27 ページをお願い申し上げます。

特別会計財政収支の状況でございます。

まず、国民健康保険特別会計の事業勘定の本年度でございますが、歳入が 575,806 千円、歳出が 571,648 千円、歳入歳出差引額が 4,158 千円、実質収支が 4,158 千円、前年度の実質収支が 61,947 千円でございますので、単年度収支につきましては 57,789 千円のマイナス、基金の積立額につきましては 32,062 千円、実質単年度収支でございますが、26,727 千円の赤字となったところであります。

診療施設勘定につきましては、歳入が 431,892 千円、歳出が 431,792 千円、歳入歳出差引額が 100 千円、実質収支も 100 千円、前年度実質収支も 100 千円でございますので、単年度収支としては 0 円となったものであります。

後期高齢者特別会計でございますけれども、歳入 48,016 千円、歳出

47,721 千円、歳入歳出差引額が 296 千円、実質収支も同額でございます。前年度の実質収支が 569 千円でありましたので、単年度収支につきましては 274 千円の赤字、実質単年度収支につきましても 274 千円の赤字となったところであります。

次に介護保険特別会計にまいりまして、本年度でございますが、事業勘定歳入 251,971 千円、歳出は 251,592 千円、歳入歳出差引額 370 千円、歳入歳出差引額が 379 千円、実質収支も同額でございます。前年度の実質収支が 2,359 千円でございますので、単年度収支につきましては 1,980 千円の赤字となったところであります。基金の積立金が 1,989 千円でございます。基金の取崩し額につきましては 232 千円、実質単年度収支につきましては 223 千円の赤字となったところであります。

サービス事業勘定におきましては、歳入が 1,758 千円、歳出が 1,488 千円、歳入歳出差引額が 270 千円、実質収支も同額でございます。前年度の実質収支が 60 千円でありましたので、単年度収支につきましては 210 千円となるところでございます。実質単年度収支も同額でございます。

簡易水道特別会計でございますが、本年度歳入が 44,579 千円。歳出が 44,444 千円、歳入歳出差引額 135 千円、実質収支も同じでございます。前年度の実質収支額が 174 千円でございますので、単年度収支としては 39 千円の赤字となるものであります。実質単年度収支も同額でございます。

公共下水道特別会計でございますが、本年度、歳入が 151,949 千円、歳出が 151,824 千円、歳入歳出差引額 125 千円、実質収支額も同額でございます。前年度実質収支が 164 千円でございますので、単年度の収支といたしましては 39 千円の赤字となつてございます。実質単年度収支につきましても同じでございます。

次に 28 ページをお願い申し上げます。

28 ページは国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算の構成表でございます。

この概要といたしましては、歳出 2 の保険給付費におきまして、9.6% の伸びを示してございますが、1 人あたりの医療費につきましては、これは管内 1 低く、また、全道でもトップクラスの低いランクとなつてございまして、したがって各款におきまして、前年度比に増減あるものの比較的健全な運営となったところであります。

特に、特定検診では受信率 65% の目標を達成しておりまして、これらの効果が表れているものと思つております。29 ページ、30 ページにつきましては、事業の状況でございますけれども、これにつきましてはお目通しをお願いするものであります。

次に 31 ページをお願い申し上げます。

国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出の決算構成表でございます。

歳出2の医業費につきましては、電子カルテ、レセプトシステムの整備のために対前年度比増となっております。

歳入の診療収入におきまして、入院部門が減となったほか、4の繰入金の増に関しましては、施設整備に国からの交付金として、事業勘定からの繰出金、これは施設整備に国から交付金をいただきましたので、事業勘定を通じて、繰り出しされたものでありますけれども、これが25,019千円増となっております。診療施設整備に係る償還、公債費の伸びによりまして、一般会計からの繰出金の増もございました。国の医療費の抑制策で、特に診療所関係の診療報酬算定には厳しいものがあるわけではありますが、家庭医療学センターとの連携におきまして、本村医療の安定化が図られていると思っているところであります。また、医薬分業、院外薬局計画を進めたところでもございます。

その他につきましては、ご参照いただくものでございます。

32 ページをお願い申し上げます。

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の構成表でございしますが、年々、対象者等の増から歳入歳出とも増加の傾向にございますが、これにつきましても財政運営上、ある程度、安定化が図られていると思っているところであります。その他につきましては、お目通しをお願いするものであります。

33 ページは、介護保険事業特別会計の事業勘定歳入歳出決算構成表でございします。

制度開始以来、大きな伸びを示してまいりましたけれども、ここに来て安定化の傾向にございまして、平成24年度は前年度比、歳入歳出とも3%前後の減少となったところであります。そうしたことから財政運営も出来たと思っているところでございます。

その他につきましては、資料を参考としていただきたいと思います。

35 ページ、同事業のサービス事業勘定の歳入歳出決算構成表でございします。この勘定につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。お目通しを願うものであります。

36 ページ、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算構成表でございします。

前年度比におきまして、歳入歳出とも減少となっておりますけれども、前年度、中央監視装置の更新、あるいは南札内浄水場機器の更新事業がございましたことから減となっているところであります。事故もなく、安定給水が保たれたと思っているところであります。37 ページの事業状況につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

次に38 ページ、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。

前年度比、歳入歳出とも減となっておりますけれども、前年度、浄化センターに太陽光発電施設の整備を行ってございますので、これによるものであります。39 ページから41 ページの事業の状況につきましては、

お目通しをお願いするものであります。

次に 42 ページをお願い申し上げます。42 ページは財政指数等に関する表でございますけれども、財政力指数、3 年間の平均でございますが、平成 24 年度につきましては 0.217 となったところでありまして、0.007 ポイント低下となったところであります。実質公債費比率につきましては 7.1 ポイントとなつてございまして、前年度から 0.4%マイナス、良くなったということでございます。経常収支比率、これにつきましては 69.2%となつてございまして、前年度比 5.5%改善されております。この経常収支比率が高ければ高いほど、財政運営の硬直化が見られるということでございまして、大体 70%以下が理想となっているところであります。

地方債の許可制限比率につきましては、5.1%となったところでありまして、これは前年度比 0.1%のマイナスとなっております。

村税の徴収率でございますけれども、現年度課税分につきましては 99.8%、0.1 ポイントプラスになってございます。滞納繰越分につきましては 7.7%と、これは逆に 4.3%マイナスになってございます。合計といたしましては 98.3 ポイントとなったところであります。このことにつきましては、徴収につきましては現年度を優先させたということでございます。現年度分をしっかりと収めていただく、そして滞納されている分につきましては年度計画に基づいて回収をしてもらおうと、そのような方向に持っていっていったところでございます。

43 ページ以降の参考数値につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

今度は、この決算書の議案に戻っていただきますけれども、227 ページからは財産に関する調書でございます。

これにつきましては、お目通しをお願いするものでございます。

その他、各提出資料につきましてもご参照をいただきたいと存じます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

おはかりいたします。

認定第 1 号、平成 24 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(ありませんの声あり)

異議なしと認めます。

したがって認定第 1 号、平成 24 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計

議 長

議 長

		歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。
		審議の方法について、おはかりいたします。
		一般会計は款ごとに歳出決算、次に歳入決算の順に、また、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計施設勘定及び他の特別会計は歳入歳出一括で補足説明を受け質疑を行います。その後、会計決算毎に討論、採決を行いたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		ここで昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。
		(11 時 47 分)
議	長	それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)
		午前中に説明のありました一般会計歳出決算から質疑を行います。
		37 ページ、款 1 議会費に入ります。
		補足説明を求めます。
		吉本総務課長
総務課長		補足説明をさせていただきます。
		議会費の説明に入ります前に、一般会計の各科目及び特別会計に関係があります人件費について説明させていただきます。
		人件費は一般会計で議会費 2 名、総務費で特別職 2 名、一般職 57 名、農林水産業費で 2 名、教育費で 14 名、計 77 名分。特別会計では、国民健康保険特別会計診療施設勘定で 11 名、簡易水道事業特別会計で 2 名、公共下水道事業特別会計で 1 名、全会計で 91 名分となっています。
		職員の異動状況ですが、平成 23 年度は特別職就任により 1 名、定年退職で 4 名、一般事務職 5 名が退職しました。これに伴い平成 24 年度に一般事務職 5 名を採用しております。
		次に、特別職及び一般事務職合わせて 91 名分、全会計の人件費総額について説明させていただきます。給料、手当、共済費等の人件費総額 719,697 千円、対前年度比較で 19,411 千円、2.6%減となっています。給料及び手当で 13,437 千円、2.49%の減でございます。昇給、昇格、現給保障等で 9,014 千円の増、平成 23 年度退職者と平成 24 年度新採用職員との給与差で 18,499 千円の減、及び 24 年度中に特別職就任により退職者 1 名、3,952 千円の減によるものでございます。
		共済費は給料及び期末勤勉手当に係る負担率の引き上げ、追加費用負担率の引き下げ、給料及び期末勤勉手当支給額の減により、共済費総額で 5,111 千円の減となっています。退職手当組合及び福祉協会負担金で 863 千円の減となっております。なお、常勤特別職 3 名の人件費につきましては、平成 23 年 7 月から平成 27 年 4 月まで、給与支給の特例に関

議 長

議 長

総務課長

する条例により、給料月額で村長 40 千円、副村長 20 千円、教育長 10 千円をそれぞれ減額しております。給与条例と特例条例との差額は、給料手当で 1,140 千円程の減となっております。

一般会計人件費の詳細につきましては、別紙、平成 24 年度各会計決算資料、44 ページをご参照願います。

地方財政情報調査、決算統計でございますけれども、この手法により非常勤特別職を含めた人件費の内訳を記載しております。

これより項単位で特徴的な経費及び新規事業、また不用額の多い科目等、その他特に説明が必要と思われる事項に絞って、各課長等から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは款 1、議会費について補足説明をさせていただきます。

37、38 ページになります。

款 1 議会費、項 1 議会費、予算現額 51,207 千円、支出済額 51,005,682 円。不用額 201,318 円の決算となっております。備考欄の(1)議員報酬等では、共済費で負担率減により前年度比較で 1,300 千円程減となっております。(2)議会運営経費で前年度比較 378 千円の減となっておりますが、前年度は東松島市慰霊祭参列等がありましたが、今年度はその支出がないことによるものが主な要因でございます。(3)議会だより発行経費で前年度比較 268 千円の減は、平成 23 年度は広報研修会へ出席していましたが、隔年で出席のため平成 24 年度は支出がないことが主な要因でございます。(4)職員等人件費は説明を省略させていただきます。

以上で議会費の補足説明を終わります。

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

それでは 37 ページ、款 2 総務費に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

款 2 総務費について補足説明をさせていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、予算現額 1,174,348 千円、支出済額 1,168,431,597 円、不用額 5,916,403 円の決算となっております。目 1、一般管理費では 39、40 ページをお開き下さい。最初に不用額についてですが、節 3 職員手当等で 621,603 円は一般職 41 名分にかかる時間外勤務手当の執行残が主なものでございます。節 11、需用費の不用額は 594,395 円、備考欄(3)庁舎維持管理経費の消耗品、光熱水費、庁舎修繕費で 372,495 円。(4)総務管理一般事務経費の食糧費 99,103 円が主な執行残でございます。

次に各事業についてご説明させていただきます。

37、38 ページにお戻り下さい。

備考欄(1)総務関係委員会等運営事業は表彰者選考委員会、情報審査

会の開催経費でございます。39、40 ページになります。備考欄(3)庁舎維持管理経費ですが、別添の平成 24 年度各会計決算資料 24 ページもご参照下さい。前年度比較で 475 千円の減となっています。11 需用費で燃料費は昨年度より 3,700 リットル増の 34,600 リットルでしたが、1 リットルあたり単価が年平均で 6.6 円と高騰しましたことから 555,100 円の増となっています。12 役務費では、前年度は暖房空調設備及び自動制御機器点検を行ったことにより、630 千円の支出がございました。512,110 円の減となっています。節 13、委託料で庁舎周辺支障木伐採 280,350 円を行っております。節 18、備品購入費で村民ホール用の書架とパネル 18 枚購入したため 1,323 千円の支出となっております。同じく備考欄(4)、総務管理一般事務経費では、前年度比較で 2,113 千円の減となっています。主な増減は、節 9 旅費で新採用職員の赴任旅費で 214,803 円の減。節 10、交際費で 1,077,110 円の減でございますが、平成 23 年度は東松島市震災の一周忌慰霊祭に係る香料 1,000 千円の支出がございました。節 14、使用料及び賃借料で、時事通信社の行政サービス、アイジャンプというものですが、利用を解約しておりまして、378 千円の減が主なものでございます。備考欄(6)情報処理管理事務経費は、村の行政事務をコンピュータ化、及び広く情報収集、更には各施設の連携化等による諸経費でございます。前年度比較で 3,980 千円の減となっています。41、42 ページをお開き下さい。節 19、負担金補助及び交付金は、北海道自治体情報システム協議会負担金 3,514 千円の減で、平成 23 年度は外国人住民基本台帳システム改修費用 2,637 千円、障害者福祉システム改修費用 315 千円、新予防関連システム保守料 252 千円が終了したことによるものが主なものでございます。備考欄(9)職員研修経費は職場内研修を 2 回開催し、講師派遣に伴い、13 委託料、328,620 円を支出しております。43、44 ページをお開き下さい。備考欄(15)北海道市町村備荒資金組合積立金臨時分は村税、交付税や交付金等を精査し、余剰財源を定期預金より有利な運用をしました。この組合に対して普通納付金 5,000 千円、超過納付金 100,000 千円を新規に積み立てたものでございます。備考欄(16)庁舎改修事業臨時分です。11 需用費、7,617,225 円は、LED 蛍光灯 550 本を購入しております。12 役務費は IP 電話のひかり電話回線に伴う仮設料。15 工事請負費は、1 階村民ホールの改修と重油タンク内部ダイニング工事、1 階空調機温水工事の取替を行っております。備考欄(17)情報処理導入経費臨時分、18 備品購入費で、現職員、新採用職員に配布の 20 台のシンククライアント端末機等を購入したものと、窓口用のノートパソコンの更新費用でございます。節 15 工事請負費は、南 2 線東 15 号交差点の道路拡幅に伴い電柱移設時の光ケーブル移設工事費でございます。備考欄(18)総合行政ネットワーク整備事業臨時分は、北海道及び市町村が災害関係情報の収集、伝達等を行う通信基盤で、平成 9 年度から稼働しております。老朽化により更

新したものでございます。全体費用の半分を北海道が、残り半分を 179 市町村が負担するものでございます。なお、平成 23 年度は東日本大震災被災地支援事業で 13,100 千円程支出がございました。続きまして、目 2 文書広報費、支出済額は 6,791,036 円となっています。村例規の管理及び法令集追録代等に係る費用でございます。節 13 委託料は、村例規更新委託料で平成 23 年度比較、要項等の新規制定が 4 本、条例等の一部改正が 14 本多かったことにより 453,600 円の支出増となっております。目 3 財産管理費は、支出額は 1,158,716 円で前年度比較 4,375 千円の減となっています。備考欄(3)財産取得事業臨時分は、旧駐在所建物を購入しています。45、46 ページをお開き下さい。備考欄、村有財産整備事業臨時分で、13 委託料は分筆確定測量委託料でございます。なお、平成 23 年度は役場独身寮のボイラー 6 機の取替、1,890 千円。幕別町忠類との村界確定測量委託で 1,911 千円、旧更南中学校支障木伐採委託料 504 千円がありました。目 4、地方振興費、支出済額 74,634,278 円、不用額 840,720 円となっております。最初に不用額でございますが、節 19 負担金補助及び交付金で 424,092 円は備考欄(8)姉妹提携事業で 74,380 円、50 ページになりますが、備考欄(17)企業振興促進事業臨時分で 240,900 円、同じく備考欄(24)地域おこし協力隊事業で 53,019 円が主な執行残でございます。47、48 ページをお開き下さい。備考欄(12)各種施策調査事業で節 13 委託料は芍薬栽培試験研究事業定植業務委託料 893,408 円、特産品センター構想調査委託 1,575 千円に要した経費でございます。備考欄(13)地方振興関係事業臨時分の 19 負担金補助及び交付金 3,360,445 円は、推進団体、イベント等への助成金でございます。なお、どんぐり推進部会に対し、製麺機購入助成金 1,758,645 円を増額し助成しております。備考欄(16)コミュニティ助成事業臨時分は、かしわ太鼓保存会の半纏の更新に対する助成金でございます。宝くじ協会の助成金を充当しております。49、50 ページをお開き下さい。備考欄(17)企業振興促進事業臨時分は、更別村企業振興条例に基づき、事業所の工場増設等に伴い、固定資産税相当額と増加従業員 1 名当たり 240 千円を加算した額を助成したものでございます。備考欄(21)ふるさと創生事業臨時分は、商店街活性化事業の空き店舗活用に係る家賃 3 件、504,700 円、空き店舗活用 2 件、1,825 千円、既存店舗改修 1 件 3,000 千円を交付したものでございます。備考欄(22)生活交通路線維持対策事業臨時分は、広尾線バス路線の経常経費の増加により、国・道補助限度額を上回る費用が発生したことによる赤字補てん負担金でございます。備考欄(23)市街地活性化事業臨時分は、市街地活性化実施計画に基づく事業経費で、13 委託料 2,541 千円は更別運動広場再整備調査測量設計委託。15 工事請負費 29,914,500 円は、市街地誘導看板設置で 2,898 千円、憩の家敷地の南 1 線側に設置しております。緑町公園遊具等設置で 7,665 千円。更別運動広場駐車場整備 8,925 千円。新栄町公園遊具等整備

10,426,500 円となっています。17 公有財産購入費は、市街地の土地 2 区画と建物を購入しております。備考欄(24)地域おこし協力隊事業特産品開発分は、隊員募集広告料、謝礼、デスクワークの消耗品、活動用の車借上、赴任旅費等の経費でございます。今年 3 月から就任しております。目 5 交通安全費、支出済額 648 千円、不用額 72 千円となっております。交通安全運動推進に係る経費でございます。51、52 ページをお開き下さい。目 6 公平委員会費は、委員会開催経費で 2 回開催しました。目 7 車両管理費、支出済額 35,432,449 円、不用額 1,362,551 円でございます。職員の業務及び事業実施に伴う車両管理に要する経費でございます。公用車 13 台及び村民バス、福祉バス、スクールバス合わせて 5 台の管理を行っております。不用額の主なものは、節 11 需用費で 739,167 円は備考欄(3)公用車維持管理経費の修繕費及び備考欄(4)バス運行維持管理経費の修繕費の執行残が主なものでございます。節 14 使用料及び賃借料で 190,775 円は、備考欄(4)バス運行維持管理経費のバス借上料の執行残が主なものでございます。53、54 ページをお開き下さい。備考欄(5)公用車輛購入事業は、前年度繰越分でハイブリット車 1 台を購入しております。なお、各車両の利用実績は別冊の平成 24 年度各会計決算資料 14 ページ及び 22 ページをご参照願います。目 8 村有林管理費、支出済額 26,874,458 円、不用額 282,542 円となっております。主な事業は備考欄(3)村有林管理事務経費臨時分 1,071 千円で、平成 25 年度から 5 年間の森林経営計画作成にかかる委託料でございます。備考欄(4)村有林整備事業臨時分で、村有林の地ごしらえ、植栽、下刈、除間伐を行った経費でございます。なお、詳細は別紙、一般会計建設事業調をご参照下さい。目 9 住民活動費、支出済額 20,269,286 円、不用額 220,714 円となっております。この科目では、地域安全コミュニティ活動、行政区運営、協働のまちづくり事業等の経費でございます。55、56 ページをお開き下さい。備考欄(3)行政区会館改修事業臨時分では、行政区会館の外壁塗装工事で旭、勢雄、更生、東栄、上更別南の 5 行政区会館を実施いたしました。備考欄(4)協働のまちづくり基金積立金臨時分 2,680 千円は、寄付金を積み立てたものでございます。備考欄(5)協働活動経費臨時分、19 負担金補助及び交付金は、排水路支障木伐採、村有地公園等の環境整備、3 次路線除雪等協働活動に対する交付金でございます。目 10 財政調整基金費は、前年度繰越金のルール分と積増分で 223,044 千円、預金利子 2,327,350 円、合計で 225,371,350 円の積立をしました。目 11 公共施設等整備基金費は、積増分で 120,000 千円。預金利子 1,780,846 円。計 121,837,846 円の積立をしております。目 12 減債基金費、預金利子 565,141 円の積立をしました。なお、詳細はこの決算書の 230 ページと別冊の平成 24 年度基金管理運用状況調をご参照願います。なお、目 10 財政調整基金費でございますが、この決算額プラス決算書 128 ページをお開き下さい。備考欄の一番上に(1)一時借入金利子 1,643

円という決算になっていますけれども、これにつきましては、年度末に歳計現金の不足が生じまして、財政調整基金の定期預金の満期を迎えたものを数日間運用しております。その利息分につきましても財政調整基金積立金として積立てしております。55、56 ページに戻りまして、項2徴税費、予算現額6,490千円、支出済額5,939,625円、不用額550,375円となっております。目1税務総務費で節23償還金利子及び割引料の支出済額、3,763,600円は58ページをお開き下さい。備考欄(3)村税還付金等で確定申告に伴う所得更正、固定資産税の更正決定等による還付18件となっております。目2賦課徴収費は、申告書、納付書等の印刷製本費等の経費でございます。項3戸籍・住民基本台帳費、予算現額5,941千円、支出済額5,854,024円、不用額86,976円となっております。備考欄(1)戸籍住民基本台帳等事務経費、19負担金補助及び交付金、2,992,500円は戸籍の電算化により、北海道自治体情報システム協議会負担金保守料となっております。備考欄(3)準職員賃金等は人事異動に伴う支出となっております。項4選挙費、予算現額3,417千円、支出済額3,403,972円、不用額13,028円となっております。目1選挙管理委員会費は、選挙人名簿定時登録等に係る委員会の開催、十勝及び北海道選挙管理委員会連合会総会出席に伴う関連経費でございます。59、60ページをお開き下さい。目3衆議院議員選挙費は、昨年12月16日に執行されました総選挙に係る投票管理者、職務代理者、立会人の報酬及び事務従事者手当、ポスター掲示場設置及び撤去等にかかる経費でございます。項5統計調査費、予算現額349千円、支出済額330,545円、不用額18,455円となっております。説明は省略させていただきます。項6監査委員費、予算現額1,884千円、支出済額1,870,755円、不用額13,245円となっております。備考欄(1)監査委員経費、旧旅費で前年度比較181千円程減となっておりますが、全国の研修会に今年度は出席していないことによるものでございます。62ページをお開き下さい。備考欄(2)監査委員事務局経費、11需用費で前年度比較249千円程減となっておりますが、参考図書の追録を解約したことによるものでございます。

以上で総務費の補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

ないようですので、61ページ、款3民生費に入ります。

補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長

それでは民生費について補足説明を申し上げます。

61ページ、62ページをお開き下さい。

項1社会福祉費、予算現額260,332千円、支出済額253,950,588円、不用額6,381,412円の決算です。目1社会福祉総務費は、支出済額

150,679,766 円、不用額は 4,080,234 円です。この目において、新規事業及び臨時分についてご説明いたします。68 ページをお開き下さい。備考欄(20)国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、財源補てんとして、19,252 千円の決算額であります。保険給付に対します国の負担率が 40%から 36%に減少され、その減少分 6%を補てんしてきた道の財政調整交付金が平成 19 年度をもって廃止されたため、減収分として繰出しているものでございます。(21)福祉基金積立金、これは福祉目的に指定寄付をしていただき、積立てたものでございまして 4,200 千円の決算額であります。(22)福祉灯油支給事業につきましては、760,025 円の決算額であります。低所得者の高齢者世帯等を対象とした福祉灯油の支給経費でございまして、74 件に支給しております。次に各節の不用額の主なものをご説明いたします。61 ページ、62 ページに戻ります。節 11 需用費の不要額 656,914 円は、備考欄(4)憩の家維持管理経費で 160,860 円。64 ページをお開き下さい。備考欄(5)福祉館維持管理経費で 105,737 円の不用額が主なものでございまして、光熱水費、燃料費等の執行残によるものであります。61 ページ、62 ページに戻っていただきたいと思います。節 20 扶助費の不用額 1,736,520 円は、もう 1 度 64 ページをお開き下さい。備考欄(10)福祉扶助経費において 129 千円余り、(12)障害者自立支援事業において 927 千円余り。66 ページをご覧ください。備考欄(17)重度心身障害者医療給付金事業経費において 157 千円余り、(18)ひとり親家庭等医療給付事業経費において 186 千円余り。68 ページをご覧ください。備考欄(22)福祉灯油支給事業において 336 千円余りの不用額となっております。それぞれ 3 月補正予算の編成の後に確定するということもありまして、不用額となっております。再び 61 ページ、62 ページにお戻り下さい。節 28 繰出金の不用額 633,990 円は、68 ページをご覧ください。備考欄(19)国民健康保険特別会計事業勘定繰出金において、同額が不用額となっております。こちらにつきましても、年度末の実績により額が確定いたしますことから、不用額が生じております。なお、民生委員推薦委員会運営経費の予算額 49 千円につきましては、民生委員の欠員がなかったため、委員会が開催することがありませんでしたので全額が不用額となっております。次に 67 ページ、68 ページをお開き下さい。目 2 福祉の里総合センター費は、支出済額 58,349,319 円。不用額 1,218,681 円です。臨時の事業では備考欄になります。(2)福祉の里総合センター改修事業でございます。これは太陽光発電にかかる設計委託などにかかる経費でございます。次に、各節の不用額の主なものをご説明いたします。節 11 需用費の不用額 821,866 円につきましては、備考欄(1)福祉の里総合センター維持管理経費において、燃料費で 126 千円余り、光熱水費で 134 千円余り、修繕費で 130 千円余り、(5)給食業務経費において賄い材料費で 296 千円余りが主な不用額でございます。次に 69 ページ、70 ページをお開き下さい。目 3 国民年金費につきまし

ては、経常経費として例年通りの支出でございますので、説明は省略させていただきます。次に、目 4 後期高齢者医療費は、支出済額 44,522,053 円、不用額 1,073,947 円です。平成 20 年 4 月からスタートした、75 歳以上の全ての方を対象とした後期高齢者医療制度に係る経費でございます。備考欄(1)後期高齢者医療広域連合事業経費は、法律により市町村の一般会計でその一部を負担するものとされているとされているものでございます。財政運営、資格認定、保険料の決定、医療給付の審査、支払いなどの役割を担う特別地方公共団体として設立された北海道後期高齢者医療広域連合へルール分を負担しております。(2)後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、ルール分として事務費繰出金 2,498,795 円、保険基盤安定繰出金 7,392,020 円、合計 9,890,815 円を更別村後期高齢者医療事業特別会計へ繰出しをしております。

なお、節 28 繰出金において、不用額が 1,073,185 円となっておりますが、これは当該特別会計の繰出金の内、予備費分の繰出金 1,000 千円について予算執行がありませんでしたので、これが不用額の主なものとなっております。次に、項 2 児童福祉費でございます。予算現額 167,819 千円、支出済額 167,045,248 円。不用額 773,752 円の決算となっております。目 1 児童福祉総務費は、支出済額 113,933,738 円、不用額 710,262 円です。備考欄(4)児童福祉活動補助金等は、どんぐり保育所への委託料 93,816,110 円、補助金として 5,526 千円が主なものでございます。この他に、南十勝子ども発達支援センターの運営負担金として 7,637 千円等を支出しております。(5)出産報償費は 1,350 千円の決算額で、27 件分の出産祝い金、どんぐり商品券でございます。これを支出しております。71 ページ、72 ページをお開き下さい。目 2 児童措置費は、支出済額 53,111,510 円、不用額 63,490 円です。備考欄(1)児童手当整備事業、臨時分でございます。1,575 千円はこども手当が児童手当に制度改正されたためのシステム改修事業で、財源は全額が道補助となっております。(2)児童手当給付費等経費の節 20 扶助費の決算額 42,130 千円と(3)子ども手当給付費等経費、節 20 扶助費の決算額 9,320 千円の合算額 51,450 千円が平成 24 年度に 0 歳から中学生の子どもを持つ家庭に支払われた扶助費の総額となっており、対象者は平成 25 年 2 月支給時で 224 世帯、411 人となっております。項 3 老人福祉費でございます。支出済額 230,268,731 円、不用額 4,194,269 円です。目 1 老人福祉総務費は支出済額 3,364,177 円、不用額 28,823 円です。高齢者運動会、敬老会の経費でございます。なお、老人医療給付事業において、予算額 12 千円がございましたが、これにつきましては請求がありませんでしたので、全額が不用額となっております。目 2 老人保健福祉センター費は、支出済額 42,755,137 円、不用額 2,335,863 円です。福祉の里温泉の経費を主体に老人保健施設センター、及びシルバーハウジングの経常経費の費用でございます。節 11 需用費の不用額 1,745,914 円は、備考欄(2)老人

		保健福祉センター維持管理経費において消耗品で 912 千円余り、燃料費で 394 千円余り、光熱水費で 265 千円余りが主なものでございます。73 ページ、74 ページをお開き下さい。目 3 老人福祉推進費でございます。支出済額 184,149,417 円。不用額 1,829,583 円です。臨時事業といたしまして、備考欄(6)老人福祉施設等雇用対策事業において、5 件分 1,500 千円の決算額でございます。(7)グループホーム施設整備事業は、社会福祉法人が上更別に建設したグループホームの建設事業に関する補助金でございます。なお、節 28 繰出金の不用額 1,032,355 円は、備考欄(4)介護保険事業特別会計繰出金の減によるもので、財源補てん分の執行残が主なものでございます。項 4 災害救助費は、予算額 150 千円で支出実績はございません。全額が不用額となっております。 以上で民生費の補足説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。 質疑の発言を許します。
4 番松橋議員	4 番 松橋さん	68 ページ、生活支援ハウスのことをちょっとお聞きしたいのですけれども、今どんな状況になっているのかちょっとわかりませんが、賃金と報償費で分けている意味というのは、賃金はもちろん給料ですからあれですけれども、報償費ということは例えばの話どういう形なのか。
議 長 保健福祉課長	金曾保健福祉課長	申し訳ございません。 68 ページの生活支援ハウス運営経費で、払っているのは委託料ということで、13,812,749 円支出してございます。報償費等については、報酬等については、支出はこの事業ではございません。
議 長 6 番堂場議員	6 番 堂場さん	それでは同じく 68 ページ、先程の説明で(22)の福祉灯油事業 76 万円程支出しているのですが、不用額が 330 千円という説明だったのですが、この状況はもらわない人がいたのか、その辺の中身をちょっと説明して下さい。
保健福祉課長	金曾保健福祉課長	福祉灯油の支給事業につきましては、申請につきましては 87 世帯ございました。そして交付となった世帯は 76 世帯でございます。これは住民税がかかっているということで、要件に該当しなかったということで交付の世帯が減っております。また、交付 76 世帯でございますが、実際に利用された方が 74 世帯ということになっております。なお、周知の方法につきましては、街頭放送、各戸配布のチラシ等で周知しているところでございます。 以上です。
議 長	6 番 堂場さん	

6 番堂場議員	75 世帯、対象者の中で、要するに受けなかったという世帯はありますか。
議 長 保健福祉課長	金曾保健福祉課長 これは12月の補正予算で提案させていただいたところですが、その時点においては、予算の時点においては対象者数、世帯については121世帯というふうにカウントしておりました。ただ申請のあった方も住民税がかからない方が申請されてきたものですから、実際には76世帯ということになるのかと思いますけれども、だいたい45世帯位の方が申請なかったということになるのかと思います。
議 長 6 番堂場議員	6 番 堂場さん 私の質問が悪いのかも知れないけれども、要するに申請してこなかったら対象にならないよね。それで申請してこなかった世帯の中で対象になるのだけれども申請してこなかったという戸数は把握していないのかということを知っている。
議 長 保健福祉課長	金曾保健福祉課長 先程も申し上げましたけれども、全戸周知、街頭放送という形で周知をしております。特にその世帯についてどういう理由で、どういう状況でということについては把握しておりません。
議 長 4 番松橋議員	他にありませんか。 4 番 松橋さん 先程はちょっと失礼しました。 それで74ページにその老人保護措置事業3,329千円いくらとあるのですけれども、これはどんな中身の事業なのですか。それで、おそらくこれは交付金がまた入っているのですか、国の事業として。ちょっと説明をお願いします。
議 長 保健福祉課長	金曾保健福祉課長 老人保護措置事業につきましては、高齢者の方で介護サービスを使うということではなく、養護老人ホームに入るという制度でございます。これにつきましては、現在2名の方が養護老人ホームの方に入所されている状況でございまして、それぞれ所得に応じて本人から自己負担をいただくというものになっております。国からの補助制度というふうについては村には収入はしておりません。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん ちょっと理解度がなくて申し訳ないのですけれども、養護老人ホームってというのはどういう施設のことを言うのですか。
議 長 保健福祉課長	金曾保健福祉課長 介護保険ですと65歳からということになるのですけれども、これは高齢者の方で在宅で1人の生活が厳しい、介護サービスですと高齢化に伴ってということになるのですけれども、もうちょっと若くても自宅で1人で生活するのが厳しいという、例えばお金の管理ですとか、そうい

4 番松橋議員
議 長
保健福祉課長

議 長

保健福祉課長

ったものも含めて生活が厳しいという方については、養護老人ホームという所でお世話していただく。従いまして、介護保険の制度に乗ったものではないです。

もちろん施設は民間なのですか。

金曾保健福祉課長

養護老人ホームについては、先程お2人が入所されているというふうにご説明申し上げました。公立のところも1か所ございます。帯広市は社会福祉法人で経営されているところもございます。

それでは73 ページ、款4 衛生費に入ります。

補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

それでは衛生費についてご説明いたします。

73 ページ、74 ページをお開き下さい。

款4 衛生費でございます。75 ページ、76 ページに移っていただきたいと思います。項1 保健衛生費、予算現額 183,071 千円、支出済額 173,551,407 円。不用額 9,519,593 円です。目1 保健衛生総務費につきましては、経常経費として例年どおりの支出でございますので説明は省略させていただきます。なお、老人保健医療事業において予算額5 千円を計上しておりましたが、予算の執行がありませんでしたので全額が不用額となっております。

目2 予防費、これにつきましては支出済額 6,346,860 円、不用額 368,140 円でございます。備考欄(1)感染症予防対策事業においては、エキノコックス症や結核検診。(2)予防接種事業経費においては、乳幼児の予防接種、子宮頸がん予防ワクチン、及び高齢者のインフルエンザ予防接種等の経費を支出しております。目3 環境衛生費は、支出済額 21,121,862 円、不用額 278,138 円です。77 ページ、78 ページをお開き下さい。備考欄(6)火葬場改修事業は、焼却炉のセラミックウールを貼り替える等の工事として行われました。更別村火葬場は平成13 年10 月30 日に竣工した施設でございまして、供用開始後、平成23 年末現在で288 件、同じく24 年末現在で326 件の利用がありました。(7)リサイクルセンター整備事業は、リサイクルセンターの敷地の一部を憩の家の臨時駐車場として整備したものであります。整備面積は900 平方メートル、約50 台を収容することが可能となり、近隣住民にも迷惑な路上駐車を減らす有効な事業となったところでございます。目4 診療所費は、支出済額 122,991,729 円、不用額 7,586,271 円です。歯科診療所の維持管理経費及び特別会計の診療施設勘定への繰出金の支出であります。節28 繰出金の不用額 7,491,319 円は、備考欄(2)特別会計診療施設勘定の繰出金の剰余額であります。目5 保健推進費は、支出済額 15,539,522 円、不用額 817,478 円です。本村住民の保健増進に係る経費であります。79 ページ、80 ページをお開き下さい。備考欄(4)女性特有のがん検診推進

事業 492,690 円の決算額は、国の補助金措置による無料検診事業として女性特有のがんの検診推進事業を平成 21 年度から実施しておりますが、平成 24 年度につきましても補助事業として行った経費であります。項 2 清掃費は、予算現額 15,178 千円、支出済額 15,099,345 円、不用額 78,655 円でございます。目 1 し尿・塵芥処理費は同額でございます。備考欄(1)廃棄物収集運搬処理経費は、一般家庭ゴミ、大型ゴミ、・金属ゴミの巡回回収等にかかる経費でございます。項 3 上水道費は、予算現額 5,293 千円、支出済額 4,843 千円、不用額 450 千円の決算です。81 ページ、82 ページをお開き下さい。目 1 簡易水道費は、同額でございます。節 28 繰出金の不用額 450 千円は、備考欄 (3) 簡易水道事業特別会計繰出金の不用額で、水道施設修繕費及び中札内共同施設維持管理負担金で浄水場施設機器等修理費、同水管路等修理費の執行残で財源補填が減要因となっております。項 4 下水道費は、予算現額 93,431 千円、支出済額 90,548 千円、不用額 2,883 千円でございます。目 1 下水道費は、同額でございます。節 28 繰出金の不用額 2,883 千円は、備考欄(1)公共下水道事業特別会計繰出金の不用額で、下水道施設管理費、農業排水施設管理費、個別排水施設管理費の施設修繕費の執行残で、財源補てんが減じたことが主な要因になっております。項 5 衛生諸費は、予算現額 17,250 千円、支出済額同額で不用額はありません。目 1 複合事務組合費も同額でございます。備考欄(1)十勝環境総合事務組合負担金 14,261 千円は、昨年より 982 千円減額となっておりますが、主な減額の要因としては最終処分場の運営経費に関わる基金借入が平成 24 年度は発生しなかったことによるものであります。(2)十勝環境複合事務組合負担金建設分 2,989 千円は、昨年より 879 千円増額となっておりますが、この負担金については、新しい最終処分場の施設整備費負担が増額されたことによるものでございます。

以上で衛生費の補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

この際、暫時休憩いたします。(14 時 30 分)

午後 2 時 45 分まで休憩いたします。

議 長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。(14 時 45 分)

81 ページ、款 5 労働費に入ります。

補足説明を求めます。

安部産業課長

産業課長

それでは、款 5 労働費についてご説明させていただきます。

81 ページ、82 ページをお開き下さい。

予算現額は 633 千円、支出済額が 537,252 円、不用額が 95,748 円でございます。項 1 労働費、目 1 労働諸費も同額でございます。この目の

		主な事業内容ですけれども、勤労者会館の維持管理経費でございます。勤労者会館の利用状況については、各会計決算書資料 7 ページに記載しておりますのでご参照いただきたいと思います。また、当初予算で雇用対策事業として更別農業高等学校の生徒をはじめ、村に住所のある生徒を村内企業が採用した場合の支援を予定して予算を組んでおりましたが、実績がありませんでしたので 3 月に補正予算で減額をしております。
議	長	以上で労働費の補足説明を終わらせていただきます。 説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	それではないようですので、83 ページ、款 6 農林水産業費に入ります。補足説明を求めます。
	産業課長	安部産業課長 それでは、款 6 農林水産業費についてご説明申し上げます。 83、84 ページお開き下さい。 継続費及び繰越事業費繰越額が 108,062 千円、予算現額が 465,787 千円、支出済額が 460,920 千円、翌年度繰越額が 52,200 千円、不用額が 6,726,795 円となっております。項 1 農業費は予算現額 460,920 千円、支出済額が 402,022,397 円、翌年度繰越額が 52,200 千円、不用額が 6,697,603 円となっております。目 1 農業委員会費でございますが、予算現額 22,563 千円、支出額が 22,551,119 円、不用額が 11,881 円でございます。この目の主な事業の内容は農業委員会の運営に関する経費でございます。続きまして目 2 農業振興費、予算現額 66,857,122 円、支出済額 65,237,642 円、不用額 1,619,480 円でございます。なお、農林水産業費の建設事業の概要につきましては、一般会計建設事業調 3 ページから 6 ページをご参照いただきたいと思います。不用額の主なものにつきましては、備考欄 (11) 戸別所得補償経営安定推進事業の中で、農地集積協力金交付事業ということで、当初 5 千円かける 10 アールの分散借圃解消協力金として 2 件分の予算計上をいたしておりましたが、そのうち 1 件が上限 700 千円の経営転換協力金交付事業の対象となったため 1,493,500 円が執行残となったものです。新たな事業といたしましては、備考欄 (9) 農業整備対策事業がありますが、これは国の農業対策基盤促進事業により実施したもので、暗渠 8 ヘクタールを施工したものでございます。また (2) 農業振興補助金等が 1,795,835 円、昨年度より増加しておりますが、これは更別村地域農業再生協議会推進事務費補助金が、平成 23 年度は事務費ということで 10 万円の予算を組んでおりましたが、平成 24 年度は 2,045,075 円と増加したためであり、この増加の要因は農業者個別所得制度において、圃場面積の実測のため G P S 測量機材の購入 1,477,875 円、面積測量のための事務費補助員賃金が主な

もので 391,800 円が主なものでございます。続きまして、85 ページ、86 ページをお開き下さい。目 3 農地費、予算額 267,689,878 円、支出済額 214,498,573 円、翌年度繰越額が 52,200 千円、不用額が 991,305 円でございます。不用額の主なものにつきましては、款 11 需用費の 173,909 円につきましては、(2)備考欄に用水施設維持管理費の畑かんの給水施設の修繕費の執行残でございます。また、87、88 ページの款 19 負担金補助及び交付金の執行、766,458 円は備考欄(4)の道営事業負担金の執行残で、平成 24 年度分で 355,787 円、平成 23 年度からの繰越明渠事業分で 48,629 円の 404,415 円の分と(5)かんがい排水事業経費で更別村札内川地区かんがい排水事業促進助成金の執行残が 102,565 円、明渠排水業務で、更別村明渠排水事業助成金の執行残が 295,178 円の執行残となっております。土地改良事業の進捗状況につきましては、各会計決算資料の 8 ページをご参照願います。次に、目 4 営農用水費でございますが、目 4 営農用水費は支出済額 27,250,634 円で、不用額が 1,717,366 円となっております。備考欄(1)営農用水施設維持管理経費の工事請負費でメーター器の取替を実施しております。不用額の主なものは、款 11 需用費で 852,534 円、これは備考欄(1)営農用水施設維持管理経費の水道施設修繕費の執行残と、節 19 負担金補助及び交付金で 651,481 円ありますが、同じくこれも備考欄(1)の営農用水施設維持管理経費で、中札内村共同管理負担金で水道施設修繕費の執行残によるものでございます。続きまして、目 5 畜産業費です。89、90 ページをお開き下さい。予算現額 29,837 千円、支出済額 29,731,494 円、不用額が 105,506 円でございます。主な事業内容は村営牧場維持管理経費や畜産振興事業補助金等でございます。備考欄(1)村営牧場維持管理経費の節 18 備品購入費は、管理用オートバイの更新に伴うもので、昨年度はなかったものでございます。備考欄(4)村営牧場整備事業は、家畜避難舎の柱塗装や消毒用の石灰を播くために、昨年取り付け道路の改修を行ったものでございます。また、備考欄(5)畜産振興事業補助金等(臨時分)に関しましては、自給飼料対策として草地更新に対する補助金でございまして、牧草の種子、土壌改良資材、肥料、除草剤の購入費及び作業委託費を対象として、単当たり 1,500 円を補助したものでございます。なお、村営牧場の利用状況については各会計決算資料の 9 ページに、施設の利用及び維持管理の状況は各会計決算資料の 25 ページに記載しておりますのでご参照いただきますようお願い申し上げます。次に目 6 農業政策推進費です。予算額 476 千円、支出額が 449,920 円、不用額 26,080 円でございます。これは更別村農業経営生産対策推進協議会の運営経費が主なものでございます。続きまして、91、92 ページをお開き下さい。目 7 ふるさとプラザ費、予算現額 22,951 千円、支出済額 21,451,712 円、不用額が 1,499,288 円でございます。不用額の主なものについては、(2)ふるさと館運営事業の節 7 賃金で、106,394 円は加工研修指導員の賃金の執行残

89,050 円が主なものでございます。節 11 需用費で 1,329,170 円の執行残がありますが、この主なものは備考欄(1)ふるさと館維持管理経費の修繕費と消耗品の執行残が 848,870 円、(2)ふるさと館運営事業の消耗品、修繕費の執行残が 214,430 円、(3)ふるさとプラザ維持管理経費の修繕費の執行残が 172,148 円でございます。また、ふるさと館の運営事業については各会計決算資料 9 ページに記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。次に、目 8 プラムカントリー費でございます。予算現額が 21,578 千円、支出済額が 20,851,303 円。不用額が 726,697 円でございます。主な事業内容はプラムカントリーの管理経費、同じく改修事業の経費でございます。不用額の主なものにつきましては、節 11 需用費で 717,325 円でございます。これはプラムカントリーの備品修繕、建物修繕費の執行残でございます。どんぐり公園の運営状況につきましては、各会計決算資料の 9 ページをご参照いただきたいと思います。次に 93 ページ、94 ページをお開き下さい。項 2 林業費、予算現額 4,867 千円、支出済額 4,837,808 円、不用額 29,192 円でございます。目 1 林業振興費、これは同額でございます。この中で 94 ページの備考欄(2)有害鳥獣駆除対策経費なのですけれども、平成 21 年度から鳥獣による農作物被害防止等のため、関係機関で構成する鳥獣有害対策協議会を立ち上げ、平成 24 年度は国の交付金を受けエゾシカの駆除隊の編成及び緩衝帯の設置を行うとともに、駆除補償費、有害鳥獣の火葬経費等を村から助成しておりまして、昨年度はエゾシカ 112 頭、きつね 62 頭、鳥類 126 羽の駆除実績となっております。

以上で農林水産業費の補足説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは 93 ページ、款 7 商工費に入ります。

補足説明を求めます。

安部産業課長

産業課長

93、94 ページをお開き下さい。

款 7、商工費について説明させていただきます。

予算現額 74,038 千円、支出済額 72,356,074 円、不用額 1,681,926 円です。項 1 商工費、同額でございます。目 1、商工総務費で予算現額が 554 千円、支出済額が 518,322 円でございます。不用額が 35,678 円あります。これに関しましては、消費者動向関係、消費者相談に関する支出が主体でございます。次に目 2、商工業振興費、予算現額 49,631 千円。支出済額 49,169,344 円、不用額が 461,666 円でございます。不用額の主なものは、(1)商工業振興対策経費で商工会の運営事業の執行残でありまして、執行残額が 459,525 円というふうになってございます。更に、(4)商工業活性化事業がありますが、これは商工会の 2 度おいしいクー

ボン券祭り及びどんぐり村新春大売り出しで使われた経費でございます。クーポン券祭りは平成 24 年 10 月 1 日から 11 月 30 日まで、新春大売り出しは平成 25 年 1 月 15 日から 2 月 20 日までに実施されたものでございます。(5)産業振興施設整備資金利子補給事業につきましては、平成 22 年度の事業で、近代化資金以外の設備投資に関し利子を補給するもので 7 件が対象となっております。また備考欄(2)商工業関係資金利子補給事業に係る状況につきましては、決算資料の 11 ページをご参照いただきたいと思います。次に 95、96 ページの目 3 観光費についてご説明申し上げます。予算現額 23,853 千円、支出済額 22,668,418 円、不用額が 1,184,582 円でございます。不用額の大きなものは、節 11 需用費で、情報拠点施設及びカントリーパークの修繕費の執行残で、これが 1,050 千円でございます。また、(4)カントリーパーク改修事業の節 15 工事請負費はパークゴルフ施設の簡易トイレの設置費、節 18 の備品購入費は軽トラックの購入費でございます。(5)情報拠点施設建設改修費事業は、ホームページ開設のための経費で委託料の中にはホームページの構築費及び職員研修の費用を含め委託しております。次に 97、98 ページの(6)観光振興事業臨時分につきましては、新たな PR ポスターということで昨年度作成した経費でございます。(7)の地域おこし隊協力事業(観光分)につきましては、平成 25 年 3 月採用の観光支援専門員ということに関する経費でございます。カントリーパークの利用状況につきましては、決算資料 9 ページをご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議 長

ただいま款 7 商工費説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは 97 ページ、款 8 土木費に入ります。

補足説明を求めます。

三品建設水道課長

建設水道課長

款 8、土木費について補足説明させていただきます。

97 ページ、98 ページをお開き下さい。

款 8 土木費、予算現額 664,899 千円、支出済額 551,410,037 円で、不用額 14,488,963 円となっております。項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、支出済額 4,898,475 円で、主な内容は道路台帳管理と地積管理となっております。道路現況調査につきましては、各会計決算資料 15 ページに記載してありますのでご参照願います。項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費、支出済額 60,609,394 円で不用額、9,333,606 円となっております。不用額の主なものは、節 11 需用費で、922,326 円は備考欄(1)道路維持補修経費の公用車修繕、それから村道の修繕費及び 100 ページ(2)除雪対策経費の公用車修繕費、それから道路工作物の補修の執行残でございます。97 ページにお戻り下さい。節 13 委託料で、8,297,600

円は 100 ページ、備考欄(2)除雪対策経費の委託料で、除雪を考慮して年度末まで保留しておりますが、降雪がなく執行残となったものでございます。目 2 道路維持改良費の支出済額 41,725,058 円、不用額 313,942 円となっております。主な事業は、街路灯の管理と備考欄(1)道路補修事業の工事請負費で村道の舗装補修工事、及び区画線工事を実施しております。不用額の主なものは、節 11 需用費 311,492 円で備考欄(2)街路灯維持補修費の修繕費と電気料の執行残となっております。目 3、道路新設改良費の支出済額 204,424,125 円で、不用額 43,875 円となっております。主な事業は、備考欄(1)道路改良舗装事業の工事請負費で、事業内容は各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業調の 4 ページにあります。道路整備といたしまして、東 17 号、40 号の改良舗装工事、北 2 線の舗装工事を実施しております。村道の舗装強化といたしまして、勢雄の 19 号、更別市街の高校通り、更別基線のオーバーレイ工事を実施しているところでございます。また、市街地においては更別駅裏通り、上更別東 1 条線歩道の改修工事及び更別東 4 条線の改良舗装工事を実施しております。交通安全施設の整備といたしまして、東 15 号他の警戒標識の取替え工事を実施しているところでございます。目 4 橋梁維持改良費の支出済額 24,571,511 円、不用額 250,489 円となっております。不用額の主なものは、102 ページ、備考欄(1)橋梁整備事業の節 19 負担金補助及び交付金で、サツチャルベツ川の改修に伴います御園橋の架け替え工事の執行残により負担金が減額になったものでございます。事業内容につきましては、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業調の 5 ページにありますのでご参照願いたいと思います。次に項 3 住宅費、目 1 住宅管理費の支出済額 56,398,247 円で、不用額 618,753 円となっております。備考欄(4)村営住宅等改修事業の工事請負費で、事業内容は各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業調べの 3 ページにありますけども、新規事業といたしまして、公営住宅の長寿命化のための改善といたしまして、花園団地の給湯設備の改修工事、曙団地、中央団地コーポ青葉の屋根・外壁等断熱改修工事を実施しております。次に、不用額の主なものは節 11 需用費で、184,584 円は備考欄(2)村営住宅等管理事務経費の印刷製本費及び(3)村営住宅等維持管理経費の消耗品等の執行残となっております。節 23 償還金利子及び割引料の 246 千円は、住宅敷金償還金で対象者の退去がなかったための執行残でございます。目 2 賃貸住宅建設促進費の支出済額 193,267 円で、不用額 733 円となっております。節 19 負担金補助及び交付金は、賃貸住宅建設資金利子補給で 2 件に助成しているところであります。目 3 民間住宅整備費の支出済額 25,752 千円で、不用額 3,848 千円となっております。104 ページ備考欄(1)太陽光発電システム普及促進事業は設置工事助成として住宅用 29 件、事務所用 2 件に助成しております。(2)民間

住宅建設促進事業は住宅建設助成といたしまして、21 件、用地取得として2 件にそれぞれ助成しているところであります。不用額につきましては、太陽光発電システム普及促進事業及び民間住宅建設促進事業の執行残となっております。目 4、住宅建設費の支出済額 132,837,960 円で、翌年度繰越額 99,000 千円で、不用額 1,040 円となっております。主な事業は、備考欄(1)村営住宅等整備事業の工事請負費で事業内容につきましては、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業調の 3 ページにありますけども、新規事業といたしまして住生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画によりまして、若葉団地公営住宅の新築工事の実施、新築工事の実施設計の委託業務及び若葉団地の建て替え工事を実施しているところでございます。また、翌年度繰越額につきましては、若葉団地建設工事 2 棟 6 戸で、本年 6 月上旬に発注して工事を今実施しているところでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議 長

ただいま款 8、土木費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは 103 ページ、款 9 消防費に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

款 9、消防費について補足説明をさせていただきます。

款 9 消防費、項 1 消防費、予算現額 156,452 千円、支出済額は 156,375,326 円。不用額 76,674 円となっております。目 1 消防費、備考欄(1)南十勝消防事務組合補助金等 154,165 千円は、南十勝消防事務組合更別支所に対する負担金でございます。前年度比較で 2,376 千円の減となっております。内訳でございますけども、支所負担金は 141,767 千円と本部共通経費 12,398 千円となっております。なお、平成 24 年度の主な事業は消防庁舎で浴室改修 1,617 千円、オーバースライダー取替 6,783 千円、消火栓取替 4 基 2,226 千円等を行っております。前年度比較で 4,264 千円の減となっておりますけれども、備品購入費の減、隔年実施の南十勝合同実践訓練等がないことによるものが主な要因でございます。本部共通経費では、広域化に伴う消防無線デジタル化基本設計負担金があり、前年度比較で 1,888 千円増となっております。なお、平成 24 年度南十勝消防事務組合会計決算資料更別支所分を配布させていただいておりますのでご参照願います。目 2 災害対策費では、備考欄(1)防災対策事業で防災備蓄品の購入、防災行政無線戸別受信機の修理及び購入・機器の保守点検等の費用でございます。戸別受信機につきましては 20 台購入しております。もう 10 年以上経過しておりますので、修理不能で廃棄になった分もございまして、現在は 19 台在庫として保有しております。なお、前年度は発電機 3 台、照明器 5 台を購入してお

議 長

ります。比較で1,620千円程減となっております。

以上で消防費の補足説明を終わります。

ただいま、款9消防費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは103ページ、款10教育費に入ります。

補足説明を求めます。

森教育次長

教育次長

それでは款10、教育費について補足説明をさせていただきます。

103、104ページになります。

予算現額412,278千円、支出済額406,985,668円、不用額5,292,332円であります。項1、教育総務費、予算現額162,251千円、支出済額161,779,722円、不用額471,278円、主なものでありますが、目1教育委員会費、支出済額20,157,585円、不用額145,415円であります。105、106ページをお開き願います。備考欄(2)教育総務費補助金等計上分であります。節19負担金補助及び交付金1,328,712円であります。教育関連団体及び協議会等の負担金であります。前年度におきまして、更別農業高等学校の寮運営、それから海外実習の派遣助成金を含んでおりました。備考欄(3)更別農業高校教育支援事業でありますけれども、新たに事業を設けまして、予算の移行を行ったところであります。平成24年度の海外実習派遣につきましては、農業、農協の助成1名分を含めまして、5名の生徒と引率教諭の1名の派遣を行ったところであります。備考欄(4)更別農業高校生徒確保等支援事業臨時分であります。これにつきましても新たに事業名を設けまして、更別高校の生徒確保支援事業の経費を移行したものでございます。節19負担金補助及び交付金で11,903,553円、更別農業高校の生徒確保の支援事業といたしまして、スクールバスの負担金、それから各種資格の取得、全国農業クラブ大会、それから遠隔地からの生徒受入に伴います、ホームステイ先等への支援助成を行ったところであります。目2事務局費、支出済額137,526,775円、不用額324,225円、備考欄(2)指導主事協働設置事業費12,683千円あります。中札内村との共同設置により指導主事の活動経費であります。2分の1ずつの負担としております。107、108ページをお開き下さい。目3こども夢推進費、支出済額4,095,362円、不用額1,638円あります。備考欄(2)こども夢基金積立金4,050,382円あります。寄付金が4,090千円と利息5,362円からこども夢基金事業として小学生を対象とした茶道教室等の事業費44,980円を差し引いた金額を積立したものであります。項2小学校費、目1学校管理費、予算現額51,072,410円、支出済額51,065,445円、不用額6,965円あります。備考欄(1)小学校運営経費22,384,423円、主なものでありますけれども、節7賃金、6,722,640円ありますが、特別な支援を要する児童の特別

支援員、教育支援といたしまして、更別小学校に2名、それから上更別小学校に1名を配置したところであります。節18 備品購入費 1,159,415 円でありますけれども、内容といたしましては、更別小学校1年生の机、椅子、それから学校給食用の牛乳保冷用のケースを更新したものであります。また、上更別小学校では、回転式黒板等の購入を行ったところであります。109、110 ページをお開き下さい。備考欄(5) 学校施設改修事業、節15 工事請負費 11,712,750 円でありますが、更別小学校の温水ボイラーの更新並びに職員室にFFストーブの設置を行いました。また、上更別小学校では体育館トイレの排水設備の改修を行ったところであります。項3 中学校費、目1 学校管理費、予算現額 44,128 千円。支出済額 44,027,793 円、不用額 100,207 円であります。備考欄(1) 中学校運営経費 9,325,866 円でありますけれども、節8 報償費、279 千円につきましては、学習指導要領の改定に伴いまして、武道の必修といたしまして柔道を選択したことにより、授業の安全と円滑な実施に向けて有段者を外部補助者として配置したところであります。また、不登校やいじめ等に対する適応指導員を継続して配置をしたところであります。111、112 ページをお開き下さい。備考欄(3) 外国語指導推進事業、節13 委託料 4,296 千円でありますけれども、学習指導要領の改定に伴いまして平成23年から外国語活動が本格実施となり、中学校におきましても授業時数の拡大がなされたことに伴いまして、外国語活動の充実と国際議会教育推進のため、国際交流事業から外国語指導推進事業へ切り替えを行い、外国語指導助手を配置したところであります。備考欄(6) 学校施設改修事業、節15 工事請負費 20,622 千円でありますが、校舎の暖房といたしまして中学校におきましてはFF式の温風ストーブを使っております。このFF式温風ストーブ 52 台の更新とテニスコート3面の改修を行ったところであります。項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費予算現額 31,503 千円、支出済額 30,365,697 円、不用額 1,137,303 円であります。備考欄(1) 幼稚園運営経費 16,490,938 円、主なものでありますが、節7 賃金 11,813,863 円につきましては、延長保育及び特別保育、それから年度途中での満3歳児保育、それから特別支援保育教諭等の賃金となっているところであります。113、114 ページをお開き下さい。節11 需用費の不用額 778,525 円でありますけれども、これにつきましては消耗品及び修繕費等の執行残となっているところであります。備考欄(4) 準職員賃金等 5,857,287 円でありますけれども、前年度よりも430 万円ほどの増となっております。これにつきましては平成23年度におきましては育児休業を取っていたことによるものでございます。備考欄(5) 園舎改修事業、節15 工事請負費 2,184 千円につきましては、上更別幼稚園の温水ボイラーを更新したものであります。項5 社会教育費、予算現額 32,283 千円、支出済額 31,169,547 円、不用額 1,113,453 円、主なものでありますけれども、目1 社会教育総務費、支出済額 18,871,874

円、不用額 815,126 円であります。備考欄(2)図書室運営経費 7,291,838 円。115、116 ページをお開き下さい。主なものでありますけれども、節 7 賃金 4,324,344 円につきましては、書籍等の管理職員 2 名の賃金であります。節 18 備品購入費 2,198,528 円につきましては、書籍の購入費でございます。書籍につきましては 1,836 冊購入しまして、また除籍等も行いまして図書の環境の整備を行うとともに図書業者の促進を図ったところでございます。備考欄 (3) 生涯学習推進事務経費 3,737,869 円でありますけれども、末広学級担当の指導員 1 名、それから生涯学習全般にわたります補助職員 1 名を配置し、生涯学習の推進を図ったところでございます。(4) 青少年教育推進計費 2,334,978 円でありますけれども、青少年劇場等の開催経費及び地域子ども会、それから子ども交流事業等の経費となっているところであります。子ども交流事業につきましては、平成 24 年度におきましては、東松島市へ訪問する年でありましたが、復興の最中ということで受入れ体制が取れないということで、平成 23 年に引き続き東松島市の子どもたちの受入をしたところでございます。117、118 ページをお開き下さい。備考欄(7)文化推進経費 2,446,993 円であります。節 11 需用費 1,344,040 円につきましては、村内文集、総合誌さらべつの印刷製本費となっております。節 19 負担金補助及び交付金 972,273 円につきましては、文化協会活動助成、それから文化振興公演等の助成金となっております。昨年の 5 月に札幌交響楽団の演奏会をトレーニングセンターで開催いたしました。多くの方々に来場いただきまして、入場料収入も含め、それから札幌交響楽団の配慮もあったことから、実質経費につきましては十数万円の経費で公演を開催することが出来ました。前のページに戻りますけれども、節 19 負担金補助及び交付金の不用額 485,719 円につきましては、各種文化団体等の活動に伴います助成金を会計へ戻入れしたことによるものでございます。また 117、118 ページに戻っていただきまして、目 2 の社会教育施設費、支出済額 12,297,673 円、不用額 298,327 円、備考欄(1)農村環境改善センター維持管理経費 12,297,673 円でありますけれども、節 18 備品購入費の 1,648,500 円につきましては、平成 23 年度より 3 か年計画で展示用パネルの更新を行っております。パネル 30 枚を購入したものであります。項 6 保健体育費、予算現額 79,162 千円、支出済額 77,905,800 円、不用額 1,256,200 円、目 1 保健体育総務費、支出済額 3,661,253 円、不用額 258,747 円であります。スポーツ推進委員の活動費、ときめき夢民塾等のスポーツ教室開催等に伴います経費、それから体育連盟及びスポーツ少年団の活動、それから全道大会等への派遣助成金であります。119、120 ページをお開き下さい。目 2 体育施設費、支出済額 43,455,956 円、不用額 637,044 円、各体育施設の維持管理経費であります。節 11 需用費の不用額 494,529 円につきましては、各体育施設の管理に伴います消耗品及び修繕費等の執行残となっております。備考欄(4)コミュニテ

イプール維持管理経費 13,573,268 円、節 18 備品購入費 1,015,306 円がありますが、床清掃用のポリッシャー 1 台の新規購入と、開館当初から使用してきましたプール清掃用のロボット 1 台を更新したところがあります。121、122 ページをお開き下さい。備考欄(8)コミュニティプール改修事業 9,450 千円がありますが、プール室内の温風ボイラーの更新を行ったところがあります。目 3 学校給食費、予算現額 31,149 千円、支出済額 30,788,591 円、不用額 360,409 円があります。備考欄(3)学校給食センター運営経費 14,334,561 円がありますが、節 7 賃金、12,471,600 円につきましては、調理人 5 名、それから給食配送業務員 1 名の賃金となっております。123、124 ページをお開き下さい。備考欄(4)学校給食センター改修事業 9,980,250 円があります。主なものとしましては、節 11 需用費 1,008 千円がありますけれども、調理場内の壁、側溝の塗装、ならびに木枠の窓をプラスチック製の窓に取替を行っております。節 15 工事請負費、8,972,250 円につきましては、消防法の改正によりまして、地下タンクの腐食防止対策が義務付けられたことによりまして、地下燃料タンクのライニング工事を実施しております。また、冬期間凍結等によりまして屋根が傷んだことから、補正対応によりまして屋根の改修工事等を行ったところがあります。項 7 教育諸費、予算現額 10,259 千円、支出済額 9,070,082 円、不用額 1,188,918 円があります。目 1 研究奨励費、支出済額 2,449,171 円、不用額 806,829 円があります。備考欄(1)教育奨励事業経費、節 11 需用費 466,158 円につきましては、学校教育推進協議会等の教育団体が発刊している村内文集どんぐりなどの発刊部数の印刷製本費であります。平成 23 年の実績と比較いたしまして大幅な減額となっておりますけれども、これにつきましては平成 23 年に小学生用の学習用教科副読本、郷土資料本を作成したことによるものでございます。備考欄(2)研究奨励事業補助金等 1,983,013 円、学校教育及び学校運営等に関する団体であります学校教育推進協議会、教育研究所等への活動助成金であります。節 19 負担金補助及び交付金の不用額 805,987 円につきましては、これら各種教育関係団体の決算に基づき助成金を会計へ戻入れしたことによるものでございます。目 2 学芸奨励費、支出済額 6,393,172 円、不用額 99,828 円。125、126 ページをお開き下さい。備考欄(5)各種文化・スポーツ大会派遣事業 2,008,514 円がありますけれども、陸上、バレーボールとかソフトテニス、スケート等の全道大会への派遣及び全国スケート大会等への派遣助成を行ったところがございます。(6)入学祝金支給事業、節 8 報償費 2,550 千円がありますが、子育て家庭への就学準備支援、並びに子どもの健全育成を目的とし、児童生徒の保護者に支給をしたところがございます。最後になりますけれども、教育関係の決算資料といたしまして、各会計決算資料の 16 ページには学級数、生徒児童数、教職員数の状況、16 ページには各種講座の開催状況、18、19 ページには社会教育体育施設の利用状

議長

況、20、21 ページには給食センターの給食提供の状況、22 から 26 ページには、所管公用車の利用状況、それから各施設の維持管理状況等を記載しておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

以上で款 10 教育費の補足説明を終わります。

ただいま教育費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4 番松橋さん

4 番松橋議員

小さい項目はちょっと別にしまして、教育費 408,125 千円。補正で 4,153 千円、不用額が 5,292,332 円。これは計画の立て方として、この補正よりも多い不用額が残っていることがまずひとつ説明を求めるのと、それと説明を聞いていますと先程から 2 回ありましたね。助成金の戻し入れ、それと 2 回同じことで消耗品と修繕費がなかったと、思ったより使わなかったと、その辺の説明をお願いします。

議長
教育次長

森教育次長

補正と執行残の関係でありますけれども、補正につきましては、補足説明もしましたけれども、改修事業とか消耗品とか、そういう事業費等以外のものがほとんどであります。そこで補正は 4,000 千円代ですけれども、執行残につきましては先程、修繕費等の執行残とそれから消耗品の執行残、これも関連しますけれども、教育委員会はかなり多くの施設を保有しています。毎年、色々な施設の修繕をしております。修繕費につきましては基本的にいつ、どのような修繕が出てくるのかわからないということで、予算については極力、減額補正をしないように 3 月まで施設の維持を図っているということで、執行残は 5,000 千円とかなりの金額にはなりますけれども、多くの施設等の維持をするために予算を最後まで持っておく、そして何かあった時には、当然、最後の補正予算については大体予算組みをするのが 1 月位になりますので、例えば 2 月、3 月に何かあっては対応出来ないということで、各施設等の修繕費等の執行残が多くなっていくということでございます。

議長
4 番松橋議員

4 番松橋さん

説明をして、辛抱して災害がなかったから残りましたよと。今の説明だと先に見ていましたよと。それは先程別の款でありましたように、災害対策費であれば見といてもそれは使わないですよ。喜んだ、喜んだという話になるでしょうけれども。今の説明だと先に予算を取っておいて、2 月、3 月にもし大雪でも降って屋根でも壊れたら困るから先に取りっておきましょうっていう説明なのだけれども、財政がうちの行政はしっかりしているから、それでこれでしょうけれども、普通これはちょっとその説明だと厳しくないですか。

議長
教育次長

森教育次長

当初から見込まれているものにつきましては、ある程度算定をしていくから位かかるとなりますけれども、年度途中での突発的な修繕を必要と

する場合には、やはりある程度の枠で予算を確保しておかなければならないということで、当初決められた明らかな修繕については算定をして、予算を計上しますけれども、それ以外にある程度の枠で各施設とも予算を確保しているところであります。

以上です。

議長
4 番松橋議員

4 番松橋さん

わかるのですよ。でも財政が豊かだから先に確保しておきますよって。これがものすごく厳しい町村財政の実態であれば、それは教育委員会がずっと長年それでやってきたのかは別にしても、やはり辛抱と言いますか、削るところは削って、もし大雪で屋根でも壊れたとしたら、何時だか出したように緊急予算、補正っていうのが筋だと僕は思うのですけど。僕はですよ。もういいですけど。

議長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

それではないようですので、125 ページ、款 11 災害復旧費から 127 ページ、款 14 予備費までの補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

款 11 災害復旧費について、補足説明をさせていただきます。

款 11 災害復旧費、項 1 農林水産業施設災害復旧費、予算現額 606 千円、支出済額 217,350 円、不用額 388,650 円となっております。昨年 11 月 7 日の大雨時に土嚢 60 個分を作り、上更別南行政区会館付近の農地及び近辺の住宅冠水防止のために設置したものでございます。項 2 公共土木施設災害復旧費、予算現額 1,501 千円、支出済額 1,499,673 円、不用額の 1,327 円となっております。昨年 5 月 4 日の大雨と雪解け水が重なり、南 10 線、11 線間の東 12 号が冠水したため、ポンプにより組み上げを業者に委託したものでございます。款 12 公債費、項 1 公債費、予算現額 616,658 千円、支出済額 616,508,111 円、不用額 149,889 円となっております。目 1 元金、支出済額 569,100,340 円、備考欄の(1)長期債約定償還元金では、前年度比較で 18,936 千円程増となっております。平成 23 年度で償還終了したもので、8 本、平成 24 年度償還開始が 14 本あり、その差が 1,600 円程度と残り 3,000 千円につきましては、毎年償還元金が増え、その分償還利息が減る元利均等償還によるものでございます。目 2 利子、支出済額は 47,407,771 円でございます。128 ページをお開き下さい。備考欄(1)一時借入金利子 1,643 円につきましては、年度末に歳計現金の不足が生じました。定期預金の満期を迎えた財政調整基金を短期間繰替運用したものでございます。利息相当分 1,643 円につきましては、財政調整基金の積立をしていることになります。(2)長期債償還利子は近年の借り入れ利率が低いことから、前年度比較で 6,443 千円程減となっております。款 13 諸支出金、項 1 基金繰出金、予算現額 426 千円、支出済額 425,542 円で、不用額 458 円となっております。

ます。歳入で収納しました土地開発基金の預金利子を繰り出したものでございます。詳細につきましては、この決算書の230ページの基金並びに別冊の平成24年度基金管理運用状況調をご参照願います。項2、過年度過誤納還付金、予算現額182,060円、支出済額、同額となっております。前年度の歳入で収納されたもののうち、精算により返還しなければならないものを処理したものでございます。子ども手当事務取扱交付金で、国費分、保育所運営費補助金の国費及び道費分、感染症予防事業等国庫補助金の精算による返還金が生じました。なお、予算額に不足が生じたため、予備費から60円充用してございます。地方自治法第220条第2項の規定により、各項の間の流用が制限されているものでございまして、項1の基金繰出金には不用額がございすけれども、この項の間での流用は地方自治法によって制限されておりますそれで予備費から充用したものでございます。款14予備費では、款13諸支出金へ60円流用し、予算現額は2,499,940円となっております。なお、129ページの実質収支に関する調書につきましては、歳入の補足説明後に説明させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

これで一般会計歳出決算を終わります。

おはかりいたします。

本日の会議はこれまでとし、9月12日、午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、9月12日、午前10時から本会議を再開することに決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

(15時53分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 25 年 9 月 11 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 松 橋 昌 和

同 議員